

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東京都江戸川区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令等に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 ＜取扱いの対象となる予防接種の種類＞ ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種 ・江戸川区任意予防接種等実施要綱案に基づく任意予防接種 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○予防接種履歴の管理 医療機関等で実施した定期の予防接種等の記録を健康システムにて管理する。 ○予防接種の費用助成対象者の決定 医療機関等で実施する予防接種の助成対象者の決定を行う。 ○予防接種助成対象者の助成額の決定 医療機関等で実施する予防接種の助成額の決定を行う。 ○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康システム
②システムの機能	予防接種の対象者を抽出し、予診票の発行歴を管理する。 接種歴の取り込み処理を行い、接種記録を管理する。 予防接種予診票の発行を行う。 接種証明書の発行を行う。 予防接種依頼書の発行を行う。 生活保護情報の確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム2～5

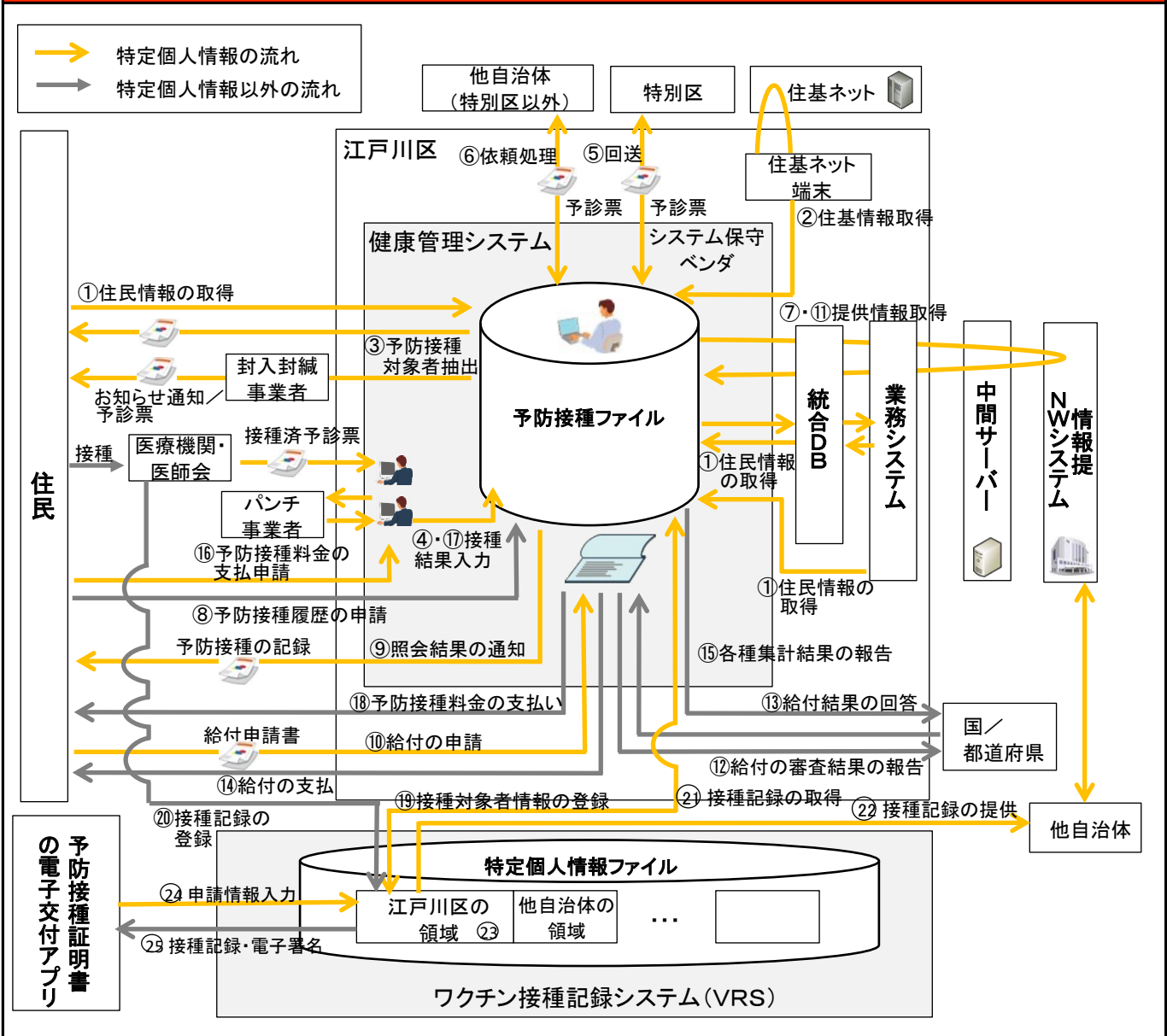
システム2	
①システムの名称	統合DB
②システムの機能	1. 住基情報の連携 : 住基システムにおいて登録された異動情報を各業務システムに提供する。 2. 各種資格情報の連携 : 各業務システムにおいて登録された情報を健康システムに提供する。 健康システムにおいて登録された情報を各業務システムに提供する。 3. 特定個人情報の登録 : 健康システムから連携された各種特定個人情報を中間サーバーに登録する。 4. 情報照会 : 健康システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会を行い、中間サーバーから提供された特定個人情報を健康システムへ提供する。 5. 統合宛名情報の管理 : 各業務システムから登録された宛名情報(住登外者を含む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 : 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 : 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 : 中間サーバーと既存システム、統合DB及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理。 9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム4		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	1. 機構への情報照会 :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム5		
①システムの名称	福祉システム	
②システムの機能	身体障害者の手帳情報確認を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム6～10		
システム6		
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	
②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出、死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム11～15		
システム16～20		

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種法等関連法令等に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、管内における予防接種の実施状況についての確に把握するため。 ・被接種者等への接種費用の助成に係る事務を行うため。 ・接種証明書等の発行業務を行うため。 ・健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。
②実現が期待されるメリット	・予防接種実施状況を把握することで、接種率の低い疾病について、接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止する。 ・接種履歴を把握することで、誤った時期、年齢、回数及び接種間隔による接種を防止し、健康被害の発生を防ぐとともに、接種証明書等の発行が可能となる。 ・被接種者等への接種費用の助成に係る事務が効率化され、区民サービスの向上を図る。 ・健康被害が発生した際に、接種状況等を確認・把握し、迅速な救済を図る。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第1項別表第一の93の2の項 (上欄が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項(※) ※江戸川区任意予防接種等実施要綱案に基づく任意予防接種に係る事務において特定個人情報ファイルを取り扱うため、別表第二に独自利用事務(予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。))を追加する予定 ・番号法第19条第16号 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号 (委託先への提供) 等

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の16の2の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の18の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の19の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の115の2の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の16の2の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の16の3の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の115の2の項 (第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康部健康サービス課、健康部保健予防課、健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課	
②所属長の役職名	健康サービス課長、保健予防課長、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課長	
8. 他の評価実施機関		
なし		

(別添1) 事務の内容



(備考)

I 住民情報の登録

- ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。
- ②住基情報を住基ネット端末より入手する。

II 予防接種の実施

- ③予防接種情報を予防接種ファイルより抽出し、住民にお知らせ通知/予診票を送付する。
- ④医療機関経由で取得した接種済予診票により、接種結果を入力する。
- ⑤特別区間で予診票を回送する。(相互)
- ⑥他自治体(特別区以外)での接種の場合、依頼書/完了通知/予診票を送付する。(相互)
- ⑦中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。

III 予防接種記録の照会

- ⑧住民が予防接種履歴を申請する。
- ⑨住民からの申請により予防接種の記録を交付する。

IV 健康被害救済の給付

- ⑩住民からの予防接種による疾病等給付の申請を受け付ける。
- ⑪中間サーバー経由で各種情報を取得する。
- ⑫疾病等給付の審査結果を国へ報告する。
- ⑬国から給付の審査結果の回答結果を確認する。
- ⑭疾病等給付の支払いをする。

V 集計情報の報告

- ⑮各種集計情報を国/都道府県へ報告する。

VI 予防接種料金の支払申請

- ⑯住民が予防接種料金の支払を申請する。
- ⑰住民から提出された接種結果を入力する。
- ⑱住民からの申請により予防接種料金の支払をする。

VII 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務

- ⑲ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。
- ⑳予防接種の実施後に接種記録等を登録する。
- ㉑接種記録の取得を行う。
- ㉒転出先市町村からの照会により接種記録の提供を行う。
- ㉓新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際は、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。
※接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- ㉔マイナンバーカード券面入力補助AP、旅券MRZ(Machine Readable Zone(機会読取領域))のAI-COR読取りを利用し、申請情報を入力する
- ㉕接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない者。
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、区民の健康の保持に寄与するため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の接種日時点の年齢、居住地等を把握するために保有。 ・健康・医療関係情報:接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo.等を把握するために保有。 ・障害者福祉関係情報:熟年者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種において、接種対象者要件に該当するか把握するために保有。 ・生活保護・社会福祉関係情報:熟年者インフルエンザ予防接種・高齢者肺炎球菌予防接種・任意予防接種において、自己負担免除要件に該当するか把握するために保有。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	江戸川区健康部健康サービス課、江戸川区健康部保健予防課、江戸川区健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (各健康サポートセンター) [○] 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関 厚生労働省) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体 情報提供ネットワークシステムを利用する機関) [○] 民間事業者 (医療機関・地区医師会) [○] その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム 住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)
③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・健康・医療関係情報:江戸川区内の医療機関での接種記録関係情報を月1回医療機関より取得。(江戸川区医師会加盟医療機関については江戸川区医師会を通じて月1回取得。)江戸川区を除く特別区内の医療機関で江戸川区民が接種した予防接種記録関係情報は、特別区各区より年2回取得。 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に疑似リアル連携。 ・生活保護受給者の受給区分 日次連携で取得 ○個別に対応する事務 ・障害者福祉関係情報:熟年者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種において、60歳以上64歳未満の方より申請があった際、身体障害者手帳情報を確認する目的で取得。(年間約70件) ・転入者等の予防接種記録関係情報:情報ネットワークシステムを使用して、他自治体に情報照会する都度随時取得。 ・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付の申請があった際に、本人より取得。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童への予防接種の実施依頼があった際に本人(親権者)より取得。 ・江戸川区長の依頼により、他自治体で予防接種を受けた方の予防接種記録関係情報を依頼先の自治体又は本人より取得。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務:①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 ②転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度。
④入手に係る妥当性	・予防接種記録関係情報については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の8に示されてるとおり記録・保管する目的で取得している。 ・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・生活保護情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」、「江戸川区肺炎球菌予防接種実施要綱」及び「江戸川区任意予防接種等実施要綱案」に記載されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・身体障害者手帳情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」及び「江戸川区肺炎球菌予防接種実施要綱」に記載されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種法施行規則第10条・11条に基づいて取得している。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、①江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会し、番号法第19条第16号に基づき提供を受けた場合のみ入手する。 ②江戸川区からの転出者について、転出先市町村へ江戸川区での接種記録を提供するために、番号法第19条第16号に基づき転出先市町村から個人番号を入手する。③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。

⑤本人への明示	・予防接種記録関係情報については、予防接種法等関連法令（予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8）に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されており、予防接種予診票においても、接種済の予診票が区に提出されることを明記し、本人（親権者）から署名を得た上で取得している。 ・住民票関係情報は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条の規定に基づき取得・利用している。 ・生活保護情報及び身体障害者手帳情報については、江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項の規定に基づき取得・利用している。 ・生活保護情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」、「江戸川区肺炎球菌予防接種実施要綱」及び「江戸川区任意予防接種等実施要綱案」で自己負担金免除の要件として示している。 ・身体障害者手帳情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」及び「江戸川区肺炎球菌予防接種実施要綱」で、対象機能障害種別及び等級を示している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条・11条に明記されている。 ・他自治体で予防接種を実施する際の接種記録関係情報の入手について、他自治体から取得する場合は、区発行の依頼文に、実施した予防接種記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。本人から取得する場合は、利用目的を本人に明示する。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。		
⑥使用目的 ※		予防接種対象者抽出 予防接種情報記録 健康被害の救済措置 予防接種に係る助成額の決定	
		変更の妥当性 —	
⑦使用の主体	使用部署 ※	江戸川区健康部健康サービス課、江戸川区健康部保健予防課、江戸川区健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		I 予防接種の対象者抽出 ・生年月日、接種歴から予防接種の対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者へ提供し、予防接種予診票の印刷・封入封緘を依頼する。 II 予防接種の接種記録の管理 ・医療機関等より取得した予防接種記録を、予防接種法施行令第6条の2に基づき健康システム内で保管し、不適切な予防接種を防ぐため、予防接種の実施状況を参照するために管理・使用する。 ・医療機関での接種歴入手に当たっては、まず本人に発行した予診票をもって医療機関で予防接種を行い、その後医療機関若しくは江戸川区医師会から接種済予診票を回収する。その後、回収した接種済予診票の記録をデータに起こしてシステムに取り込み作業を行う。 III 健康被害の救済措置 ・予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図ることを目的として使用する。 IV 生活保護情報の確認 ・健康システムにて生活保護情報を確認し、受給を確認できた者に自己負担を免除した予防接種予診票を発行する。 V 身体障害者手帳確認 ・福祉システムから身体障害者手帳の状況を確認し、対象者要件を満たす者に予防接種予診票を発行する。 VI 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・江戸川区からの転出者について、転出先市町村へ江戸川区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	

	情報の突合 ※	(1)住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者の抽出を行う。 (2)住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者に給付を行う。 (3)住民票関係情報と福祉関係情報を突合して、身体障害者手帳の発行状況を確認する。 (4)住民票関係情報と生活保護情報を突合して、生活保護受給情報を確認する。 (5)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、江戸川区の接種記録と突合する。
	情報の統計分析 ※	(1)以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 ・厚生労働省への接種状況報告 (2)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種健康被害発生時の給付の決定(最終決定は国が行う)
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		システム保守事業
①委託内容		・健康システムの運用、保守業務 ・法制度改正に伴う健康システムの改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童。
	その妥当性	システムの運用・保守、及び法制度改正に伴う健康システムの改修等の際に、健康システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (データセンタ内のサーバー室にてシステムの直接操作 健康システム端末 の直接操作)
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。
⑥委託先名		日本コンピュータ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		

委託事項2		中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務
①委託内容		中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童。
	その妥当性	番号法第19条8号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ その他 (統合DB)
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整。

委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 ☐ 電子メール ☐ 紙 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (4) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の16の2の項
②提供先における用途	予防接種に関する記録の作成
③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	他自治体より情報照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の16の3の項
②提供先における用途	予防接種に関する記録の作成
③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	他自治体より情報照会があった都度
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の115の2の項
②提供先における用途	予防接種に関する記録の作成
③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

[illegible]

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<江戸川区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。 ・予診票等の紙媒体及び、CD等の電子記録媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	
②保管期間	期間	<選択肢> [20年以上] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	予防接種法施行令第6条の2及び厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」の1において、少なくとも5年管理・保管すると定められており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。

③消去方法	＜江戸川区における措置＞ ・予診票等の紙媒体については、5年間保管した後、溶解処分をしている。 ・CD等の電子媒体については、20年以上保管するが、消去する際は裁断し、データ復元が不可能な状態にした上で処分を行う。 ・健康システム上の特定個人情報の記録については、20年以上保管するが、消去する際は、個人番号欄を空白若しくは全て0で表示させる等、個人番号が表示されないよう処置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ ・江戸川区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム（VRS）を用いて消去することができる。 ・江戸川区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。
7. 備考	
—	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○識別情報

個人番号/情報提供用個人識別符号/整理番号(宛名番号)/団体内統合宛名番号/情報提供等の記録等

○連絡先等情報

氏名(漢字)/カナ氏名/性別/生年月日/年齢/月齢/住所/方書/送付用方書/町丁目コード/町丁目/番地/枝番/小枝番/郵便番号/行政区番号/行政区名称/地区番号/地区名称/規制区分/住民区分/住登外区分/続柄/世帯番号/世帯主漢字氏名/世帯主カナ氏名/住民となった日/住民でなくなった日/異動区分/異動年月日/住民異動区分/住民異動年月日/転入前住所/転入前方書/転出後住所/転出後方書/宛名種別/外国人/外国人本名カナ/外国人本名漢字/外国人本名使用フラグ/生保区分/後期高齢区分/送付用郵便番号/送付用住所/送付用方書/送付先集配局/送付先使用/集配局/補記区分/連携番号/事業予定連番/送付先除外区分/取消コード/他区名その他/区外者カナ氏名

○業務関係情報

接種番号/接種名称/期・回数区分/接種種別/予防枝番/年度/接種日(各予防接種)/接種日年齢(各予防接種)/接種区分(各予防接種)/接種量(各予防接種)/Lot番号(各予防接種)/ワクチンメーカー(各予防接種)/ワクチン区分(各予防接種)/簿冊番号(各予防接種)/シーケンシャル番号(各予防接種)/登録日(各予防接種)/登録区(各予防接種)/登録区分(各予防接種)/印刷日(各予防接種)/印刷区分(各予防接種)/予診票送付区分(各予防接種)/再交付日(各予防接種)/再発行窓口(各予防接種)/郵送戻り/郵送戻り日/担当者/予診票年度/予診理由/予診番号/接種医療機関(その他)/会場コード/会場(医療機関)/医療機関コード/小学校区分/中学校区分/依頼書の有無/対象年月日/受付方法/受付年月日/保護者氏名/申請者電話番号/申請理由/申請理由その他/発行月日/発行方法/滞在先住所/滞在先電話番号/依頼書送付先/依頼書送付先電話番号/依頼書宛名/依頼書備考/証明書印刷日/文書年度/文書決裁番号/文書番号/区外者フラグ/受付連番/抽出キー/抽出時集配局/抽出時地区/登録者/登録者ID/負担金区分/任意負担区分/免除区分/支払対象外/母子手帳を元に修正/予備コード/申請年月日/申請種別/申請理由/手帳番号/総合等級/種別/交付年月日/再交付年月日/返還年月日/障害認定日/障害部位/等級/障害名/発送日/接種医療機関番号(その他)/予診理由区分/接種補足区分/予診票再印刷フラグ/予診票再印刷枚数/予診票再印刷日/依頼書印刷区分/依頼書印刷日/証明書印刷区分/予診医医療機関番号(その他)/予診医番号(その他)/予診医職員番号/予診医職員枝番/接種医番号(その他)/接種医職員番号/接種医職員枝番/登録支所区分/警告内容/予診票発行部署/備考/ワクチン名区分/自治体コード/接種券番号/接種状況/接種回

○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

自治体コード/接種券番号/接種状況(実施・未実施)/接種回(1回目・2回目)/接種日/ワクチンメーカー/ロット番号/ワクチン種類/製品名/旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)/証明書ID/証明書発行年月日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・江戸川区民の生活保護情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・身体障害者手帳情報の入手方法は、申請に基づき対象かどうかの確認をしているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。 ・市町村コミュニケーションサーバー（以下「市町村CS」という。）からの住基情報の入手は、事前に健康システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、以下の措置を講ずる。 ①江戸川区の転入者について、転入元市町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は転出先市町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 ③江戸川区の転入者について、転入元市町村から接種記録を入手するが、その際は、当該市町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 ④接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・江戸川区民の生活保護情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・身体障害者手帳情報の入手方法は、福祉システムの身体障害者手帳情報以外を閲覧しないよう運用上限定しているため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、健康システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・身体障害者手帳情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民、他自治体、医療機関等からの入手する申請情報・予防接種情報は、予め決められた方法(職員による窓口受付、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を健康システムに登録できる職員等は限定されている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市町村ごとに論理的に区分されており、他市町村の領域からは特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。 ・医療機関、他自治体、本人から入手する予防接種情報は、予防接種票等に記載された接種番号又は基本4情報に基づき、健康システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 ・住民からの申請等により、誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合に修正を行っている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・身体障害者手帳情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより情報漏えい・紛失等を防止している。 ・医療機関、他自治体、本人から提出された予防接種情報の入手については、提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。 ・市町村CSで確認した住基情報を健康システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、健康システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)により入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ワクチン接種記録システム(VRS)により入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配付されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の2④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 ・接種会場でのワクチン接種記録システム(VRS)への接続は、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・健康システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・健康システムの操作において、ユーザID/パスワードにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)の使用においては、権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ②LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログインの認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・健康システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、健康推進課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・健康システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的にアクセス制限されるようにしている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバーへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。 ・ユーザIDとともに、健康システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。 ・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をしてもらっている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、住民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で行い、出力機器の一元管理、端末の利用記録、データログの取得をし、誰がいつ使用したかを特定できるようにしている。 ・健康システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ①作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ②作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するため、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ③作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ④電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ⑤電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、以下の措置を講じている。 I. 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ①江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ②江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 II. ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		

情報保護管理体制の確認		・委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においてワクチン接種記録システム(VRS)を使用するに当たり、江戸川区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ③特定個人情報の提供ルール・消去ルール ④委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ⑤再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ⑥ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。 ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室を管理をしている室内での業務を実行し、ファイルへのアクセス資格・権限については、ユーザIDとパスワードにより制限している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・庁内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。 ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、作業場所の入退室管理を行い、特定個人情報ファイルへのアクセス履歴を取得することで、不正なアクセスを防止している。
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。 ・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。 ・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データセンタから委託事業者へ特定個人情報を提供する場合には、匿名化を行って提供しているため、特定個人情報の提供には当たらない。 ・電子媒体を提供する場合には、出力したデータを暗号化した上で提供し、運搬に当たっては施錠可能なケースへ格納することを義務付けている。 ・庁内から委託先事業者へ紙媒体での提供の際は、件数の確認をし、「受渡管理簿」にて管理を行っている。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付け、消去結果に係る報告書等の提出を義務付けている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。 ・目的外利用の禁止。 ・無断複製の禁止。 ・契約終了後の返還、廃棄、消去。 ・セキュリティ事故発生時の報告。 ・安全管理体制の報告、資料提出。 ・厳重な保管。 ・再委託に係る規定。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ワクチン接種記録システム（VRS）では、他市町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	ワクチン接種記録システム（VRS）を使用し江戸川区への転入者について転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供する際には、複数職員による確認を行い個人番号を提供する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、江戸川区への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、江戸川区において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	ワクチン接種記録システム（VRS）において、江戸川区への転入者について転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は複数職員による確認を義務付けている。また、個人番号提供時には、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では該当者が存在しないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ワクチン接種記録システム（VRS）において、特定個人情報の提供は限定された端末（LGWAN端末）だけが行えるように制御している。また、特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、江戸川区への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、転出元市町村へ個人番号と共に転出元の市町村コードを提供する場面に限定している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。 ・情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。 ＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ ・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。 ・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者内に周知している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ — ＜中間サーバー、統合DBの運用における措置＞ ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。 ・また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。 ＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ — ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ —		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			

リスクに対する措置の内容	<健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・情報照会に当たっては、中間サーバーから入手した特定個人情報統合DB、健康システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手に当たって特定個人情報が不正確となることはない。 <健康システムの運用における措置> — <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> — <中間サーバーの運用における措置> —		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、漏えい・紛失するリスクを排除している。 <健康システム、統合DBの運用における措置> — <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> —		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置＞ ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。 ＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、健康システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ — ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN及びデータセンタ内のサーバー間通信に限定している。 ＜健康システム・統合DBの運用における措置＞ — ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ —	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	＜健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供に当たっては、健康システム、統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供に当たって特定個人情報が不正確となることはない。 ＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ —		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜江戸川区における措置＞ ・業務システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業者に対して、年1回研修を実施している。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	

⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・特定個人情報保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ワクチン接種記録システム（VRS）における措置> ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム（VRS）における措置> ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	(1)令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	
	再発防止策の内容	(1)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	・データセンタ内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
	リスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。 ・住民からの申請に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	・予診票等の紙媒体については、5年間保管した後、溶解処分をしている。 ・CD等の電子媒体については、20年以上保管するが、消去する際は裁断し、データ復元が不可能な状態にした上で処分を行う。 ・健康システム上の特定個人情報の記録については、20年以上保管するが、消去する際は、個人番号欄を空白若しくは全て0で表示させる等、個人番号が表示されないよう処置を行う。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<健康システムの運用における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<運用その他個人情報ファイルの取扱いの適正性について> 1、監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により定期的に内部監査を行う。 ・評価書記載事項と運用状態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<健康システムの運用における措置> ・職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞

デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	江戸川区健康部健康サービス課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19／電話番号 03-5661-2473 江戸川区健康部保健予防課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19／電話番号:03-5661-2464 江戸川区健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19／電話番号:03-5661-5209
②請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。 URL: https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html
特記事項	身分証明証等の提示により本人確認を行う。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種ファイル
公表場所	総務部総務課文書係
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	江戸川区健康部健康サービス課 電話番号:03-5661-2473 ファックス:03-3655-9925 江戸川区健康部保健予防課 電話番号:03-5661-2464 ファックス:03-3655-9925 江戸川区健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課 電話番号:03-5661-5209 ファックス:03-3655-9925
②対応方法	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき、意見公募手続を実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和3年7月1日から令和3年7月31日まで31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	素晴らしいと思います。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年9月10日
②方法	江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会にて第三者点検を実施。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める目的等に照らし妥当であり、特段の問題は認められないとして承認された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	予防接種法等 番号法第9条2項に関する条例制定予定	予防接種法 江戸川区個人番号の利用に関する条例 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則 等	事後	条例等の制定に伴う修正であり、重要な変更にあたらない
平成28年7月15日	I 基本情報 6. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)未公布 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の19の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号未公布	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)未発出 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の19の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号未発出	事前	文言の修正であり、重要な変更にあたらず事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年7月15日	I 基本情報 7. 評価実施機関に置く担当部署 ②所属長	健康サービス課長 佐久間義民	健康サービス課長 塚田久恵	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務つけられない
平成28年12月9日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項 (上覧が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法等 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例/江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項 (上覧が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法等 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)未発出 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の18の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号13条 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の19の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号未発出	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2の項 (第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の18の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条 ※下欄に続く	事後	主務省令の発出に伴う修正であり重要な変更にあたらない
平成28年12月9日	同上	同上	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の19の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の2	事後	主務省令の発出に伴う修正であり重要な変更にあたらない
平成29年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(2件)	[○]提供を行っている(3件) [○]移転を行っている(1件)	事前	事後で足りるが任意に事前提出
平成29年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3	記載なし	提供先: 他自治体 ①番号法第19条第7項別表第二の16の2の項 ②予防接種に関する記録の作成 ③予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項) ④3) 10万人以上100万人未満 ⑤予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者 ⑥[○]情報提供ネットワークシステム ⑦他自治体より情報照会があった都度	事前	事後で足りるが任意に事前提出
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	記載なし	移転先: 子ども家庭部児童女性課 ①江戸川区個人番号の利用に関する条例改正予定 ②居住実態が把握できない児童の所在等の調査 ③予防接種種別、接種日(最新歴のみ) ④3) 1万人未満 ⑤予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者 ⑥[○]庁内連携システム ⑦調査該当児が発生した都度	事前	事後で足りるが任意に事前提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	具体的な方法 ・依頼書の作成はシステムを通じて作成するように運用上限定しており、出力時に送付先・発行日時等を自動的にシステム内に記録している。 ・予診票の送付は処理を行う職員をあらかじめ限定し、台帳に記載した上で、情報提供を実施している。 ルール内容及びルール遵守の確認方法 ・他自治体への依頼書・予診票の送付の際には、複数職員による確認をしている。	以下の記載を追記 具体的な方法 ・庁内他部署への移転は、健康システムにて入力した情報を統合DB経由で児童家庭相談システムに移転している。 ルール内容及びルール遵守の確認方法 ・移転する情報の健康システムへの登録は、登録前に複数職員による確認をしている。	事前	重要な変更
平成29年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	・他自治体への依頼書・予診票の送付は、厚生労働省が定める「定期接種実施要領」に基づき、データ提供を行っている。 ※提供・移転に関しての法令上の根拠は、「Ⅱ章5. 特定個人情報の提供・移転」を参照	以下の記載を追記 ・庁内他部署への移転は、番号法に基づき、条例制定したうえで、移転している。	事前	重要な変更
平成29年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	・他自治体への依頼書・予診票の送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報・相手に提供する事はない。	以下の記載を追記 ・庁内他部署への移転は、健康システムにて入力した情報を統合DB経由で移転する方法に限定しているため、誤った情報・相手に移転することはない。	事前	重要な変更
平成29年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	リスクに対する措置の内容 ＜健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置＞ ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。 ＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ ・中間サーバー側に登録していない、または、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって上長承認を得た上で、健康システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ※下欄へ続く	事前	重要な変更
平成29年7月1日	同上	同上	・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	2) 十分である	事前	重要な変更
平成29年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN及びデータセンタ内のサーバー間通信に限定している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ※下欄へ続く	事前	重要な変更
平成29年7月1日	同上	同上	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	重要な変更
平成29年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	2) 十分である	事前	重要な変更
平成29年7月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・情報提供にあたっては、健康システム、統合DBで作成した情報提供が誤った状態で作成されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供にあたって特定個人情報が不正確となることはない。 <健康システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。 ※下欄へ続く	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	同上	同上	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。	事前	重要な変更
平成29年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	2) 十分である	事前	重要な変更
平成30年2月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法等関連法令に基づき、以下のような事務を行っている。 【取扱いの対象となる予防接種の種類】 ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の2) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の3) ・江戸川区長が実施する任意予防接種 ※中略 ○番号法の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務を行っている。 【取扱いの対象となる予防接種の種類】 ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の2) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の3) ・江戸川区長が実施する任意予防接種 ※中略 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年2月1日	(別添1)事務内容	(備考) Ⅰ 住民情報の登録 ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。 ②住民情報を住基ネット端末より入手する。 Ⅱ 予防接種の実施 ③予防接種情報を予防接種ファイルより抽出し、住民にお知らせ通知/予診票を送付する。 ④医療機関経由で取得した接種済予診票により、接種結果を入力する。 ⑤特別区間で予診票を回送する。(相互) ⑥他自治体(特別区以外)での接種の場合、依頼書/完了通知/予診票を送付する。(相互) Ⅲ 予防接種記録の照会 ⑦住民が予防接種履歴を申請する。 ⑧住民からの申請により予防接種の記録を交付する。 Ⅳ 健康被害救済の給付 ⑨住民からの予防接種による疾病等給付の申請を受け付ける。 ⑩中間サーバー経由で各種情報を取得する。 ⑪疾病等給付の審査結果を国へ報告する。 ⑫国から給付の審査結果の回答結果を確認する。 ⑬疾病等給付の支払いをする。 Ⅴ 集計情報の報告 ⑭各種集計情報を国/都道府県へ報告する。	以下のとおり変更し、併せてフロー図も修正 (備考) Ⅰ 住民情報の登録 ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。 ②住民情報を住基ネット端末より入手する。 Ⅱ 予防接種の実施 ③予防接種情報を予防接種ファイルより抽出し、住民にお知らせ通知/予診票を送付する。 ④医療機関経由で取得した接種済予診票により、接種結果を入力する。 ⑤特別区間で予診票を回送する。(相互) ⑥他自治体(特別区以外)での接種の場合、依頼書/完了通知/予診票を送付する。(相互) ⑦中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。 Ⅲ 予防接種記録の照会 ⑧住民が予防接種履歴を申請する。 ⑨住民からの申請により予防接種の記録を交付する。 Ⅳ 健康被害救済の給付 ⑩住民からの予防接種による疾病等給付の申請を受け付ける。 ⑪中間サーバー経由で各種情報を取得する。 ⑫疾病等給付の審査結果を国へ報告する。 ⑬国から給付の審査結果の回答結果を確認する。 ⑭疾病等給付の支払いをする。 Ⅴ 集計情報の報告 ⑮各種集計情報を国/都道府県へ報告する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項(上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法等 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条	・番号法第9条第1項別表第一の10の項(上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 等	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年2月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の18の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条 ※下欄へ続く	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の17の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の18の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条 ※下欄へ続く	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年2月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の2	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の19の項(第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の2	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○個別に対応する事務 ・障害者福祉関係情報: 熟年者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種において、60歳以上64歳未満の方より申請があった際、身体障害者手帳情報を確認する目的で取得。(年間約70件) ・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付の申請があった際に、本人より取得。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童への予防接種の実施依頼があった際に本人(親権者)より取得。 ・江戸川区長の依頼により、他自治体で予防接種を接種した方の接種記録関係情報を依頼先の自治体より取得。	○個別に対応する事務 ・障害者福祉関係情報: 熟年者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種において、60歳以上64歳未満の方より申請があった際、身体障害者手帳情報を確認する目的で取得。(年間約70件) ・転入者等の予防接種記録関係情報: 情報ネットワークシステムを使用して他自治体に情報照会する都度随時取得。 ・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付の申請があった際に、本人より取得。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童への予防接種の実施依頼があった際に本人(親権者)より取得。 ・江戸川区長の依頼により、他自治体で予防接種を受けた方の予防接種記録関係情報を依頼先の自治体より取得。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	毎年調達により委託先を決定している。	株式会社日比谷情報サービス	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	毎年調達により委託先を決定している。	共同印刷株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	中間サーバーの運用開始前までに委託先を決定予定。	株式会社日立製作所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている。(3) 件 [○]移転を行っている。(1) 件	[○]提供を行っている。(1) 件 []移転を行っている。() 件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	他自治体	都道府県知事又は市町村長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 厚生労働省が定める「定期接種実施要領」に基づいて提供を行っている。	番号法第19条第7号別表第二の16の2の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	予防接種記録を作成し保管する。	予防接種に関する記録の作成	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報	予防接種記録情報	予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 紙	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 紙	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑦時期・頻度	他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者の予防接種記録情報を取得した都度。	他自治体より情報照会があった都度	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①～⑦		記載削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①～⑦		記載削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ①～⑦		記載削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成30年2月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)	[] 提供・移転しない	[○] 提供・移転しない	事後	誤記載の訂正のため重要な変更には当たらない
平成30年2月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。) リスク1～リスク3		記載削除	事後	誤記載の訂正のため重要な変更には当たらない
平成30年2月1日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年10月1日	平成28年12月9日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が求められていない
平成31年4月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【取扱いの対象となる予防接種の種類】 ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の2) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条の3) 江戸川区長が実施する任意予防接種 ○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢となる江戸川区に住民票を置く者を抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は江戸川・小岩・葛西の各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日の2日前に健康サービス課納品され、その翌日に郵便局に持ち込む。 ○国・都等への事業報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国または都から指示された事項について報告を行う。	【取扱いの対象となる予防接種の種類】 ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・江戸川区長が実施する任意予防接種 ○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢となる江戸川区に住民票を置く者を抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は江戸川・小岩・葛西の各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日の2日前に健康サービス課に納品され、その翌日に郵便局に持ち込む。 ○国・都等への事業報告 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国又は都から指示された事項について報告を行う。 ○被接種者への予防接種料金の支払 里帰り等により、東京都23区外の医療機関において予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種を行い、その料金を被接種者が負担した場合、区のお要綱に基づき、江戸川区が当該予防接種料金の全部又は一部を支払う。また当該予防接種については接種記録を健康システムへ入力する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項（上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第10条 ・予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 等	・番号法第9条第1項別表第一の10の項（上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第10条 ・予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項	事後	誤記の訂正であり、重要な変更には当たらない
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号別表第二の16の2の項（第一欄（情報照会者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項）	（別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号別表第二の16の2の項（第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項） （別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号別表第二の16の3の項（第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項） ・令第7号第12条の2の2	事後	主務省令の発出に伴う修正であり、重要な変更には当たらない
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）（以下「令第7号」という。）第12条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）（以下「令第7号」という。）第12条の2	事後	誤記の訂正であり、重要な変更には当たらない
平成31年3月29日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康サービス課長 塚田久恵	健康サービス課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年4月1日	（別添1）事務内容	（備考） - I 住民情報の登録 ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。 ②住民情報を住基ネット端末より入手する。 - II 予防接種の実施 ③予防接種情報を予防接種ファイルより抽出し、住民にお知らせ通知/予診票を送付する。 ④医療機関経由で取得した接種済予診票により、接種結果を入力する。 ⑤特別区間で予診票を回送する。（相互） ⑥他自治体（特別区以外）での接種の場合、依頼書/完了通知/予診票を送付する。（相互） ⑦中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。 - III 予防接種記録の照会 ⑧住民が予防接種履歴を申請する。 ⑨住民からの申請により予防接種の記録を交付する。 - IV 健康被害救済の給付 ⑩住民からの予防接種による疾病等給付の申請を受け付ける。 ⑪中間サーバー経由で各種情報を取得する。 ⑫疾病等給付の審査結果を国へ報告する。 ⑬国から給付の審査結果の回答結果を確認する。 ⑭疾病等給付の支払いをする。 - V 集計情報の報告 ⑮各種集計情報を国/都道府県へ報告する。	以下のとおり変更し、併せてフロー図も修正 （備考） I 住民情報の登録 ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。 ②住民情報を住基ネット端末より入手する。 II 予防接種の実施 ③予防接種情報を予防接種ファイルより抽出し、住民にお知らせ通知/予診票を送付する。 ④医療機関経由で取得した接種済予診票により、接種結果を入力する。 ⑤特別区間で予診票を回送する。（相互） ⑥他自治体（特別区以外）での接種の場合、依頼書/完了通知/予診票を送付する。（相互） ⑦中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。 III 予防接種記録の照会 ⑧住民が予防接種履歴を申請する。 ⑨住民からの申請により予防接種の記録を交付する。 IV 健康被害救済の給付 ⑩住民からの予防接種による疾病等給付の申請を受け付ける。 ⑪中間サーバー経由で各種情報を取得する。 ⑫疾病等給付の審査結果を国へ報告する。 ⑬国から給付の審査結果の回答結果を確認する。 ⑭疾病等給付の支払いをする。 V 集計情報の報告 ⑮各種集計情報を国/都道府県へ報告する。 VI 予防接種料金の支払申請 ⑯住民が予防接種料金の支払を申請する。 ⑰住民から提出された接種結果を入力する。 ⑱住民からの申請により予防接種料金の支払をする。	事前	任意の事前提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	○個別に対応する事務 ・障害者福祉関係情報：熟年者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種において、60歳以上64歳未満の方より申請があった際、身体障害者手帳情報を確認する目的で取得。（年間約70件） ・転入者等の予防接種記録関係情報：情報ネットワークシステムを使用して、他自治体に情報照会する都度随時取得。 ・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付の申請があった際に、本人より取得。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童への予防接種の実施依頼があった際に本人（親権者）より取得。 ・江戸川区長の依頼により、他自治体で予防接種を受けた方の予防接種記録関係情報を依頼先の自治体より取得。	○個別に対応する事務 ・障害者福祉関係情報：熟年者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種において、60歳以上64歳未満の方より申請があった際、身体障害者手帳情報を確認する目的で取得。（年間約70件） ・転入者等の予防接種記録関係情報：情報ネットワークシステムを使用して、他自治体に情報照会する都度随時取得。 ・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付の申請があった際に、本人より取得。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童への予防接種の実施依頼があった際に本人（親権者）より取得。 ・江戸川区長の依頼により、他自治体で予防接種を受けた方の予防接種記録関係情報を依頼先の自治体又は本人より取得。	事前	任意の事前提出
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	・予防接種記録関係情報については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に示されてるとおり記録・保管する目的で取得している。 ・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・身体障害者手帳情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」及び「高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱」に記されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種法施行規則第10条・11条に基づいて取得している。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」に記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。	・予防接種記録関係情報については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の7に示されてるとおり記録・保管する目的で取得している。 ・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・身体障害者手帳情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」及び「高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱」に記されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種法施行規則第10条・11条に基づいて取得している。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」に記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	・住民票関係情報および身体障害者手帳情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条2の四項の規定に基づき取得・利用している。	・住民票関係情報及び身体障害者手帳情報については、江戸川区個人情報保護条例（平成6年3月江戸川区条例第1号）第12条第2項第4号の規定に基づき取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	・他自治体で予防接種を実施する際の接種記録関係情報の入手については、区発行の依頼文に、実施した予防接種記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。	・他自治体で予防接種を実施する際の接種記録関係情報の入手について、他自治体から取得する場合は、区発行の依頼文に、実施した予防接種記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。本人から取得する場合は、利用目的を本人に明示する。	事前	任意の事前提出
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤ 委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。	江戸川区情報公開条例（平成13年3月江戸川区条例第19号）上の開示請求に基づき、公開している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥ 委託先名	共同印刷株式会社	トッパン・フォームズ株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]紙	[○]紙	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(1)件	[○]提供を行っている(2)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	都道府県知事又は市町村長	市町村長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2		都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠		番号法第19条第7号別表第二の16の3の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途		予防接種に関する記録の作成	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報		予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法		[○]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度		他自治体より情報照会があった都度	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		—	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種等に記載された個人番号に基づき、健康システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。	・医療機関、他自治体、本人から入手する予防接種情報は、予防接種等に記載された接種番号又は基本4情報に基づき、健康システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。	事前	重要な変更
平成31年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	・医療機関、他自治体から提出された予防接種情報の入手については、提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。	・医療機関、他自治体、本人から提出された予防接種情報の入手については、提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。	事前	重要な変更
平成31年3月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室を管理をしている室内での業務を実行し、ファイルへのアクセス資格・権限については、ユーザIDとパスワードにより制限している。	・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室を管理をしている室内での業務を実行し、ファイルへのアクセス資格・権限については、ユーザIDとパスワードにより制限している。	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない
平成31年3月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報情報の消去は、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付け、消去結果に係る報告書を提出してもらう予定。	・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報情報の消去は、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付け、消去結果に係る報告書等の提出を義務付けている。	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更に当たらない
平成31年3月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	事後	法改正による修正であり重要な変更に当たらない
平成31年3月29日	Ⅲ特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	名称変更の対応であり重要な変更に当たらない
平成31年3月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力不正確であるリスク リスクに対する措置	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 ＜中間サーバーの運用における措置＞	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 ＜中間サーバーの運用における措置＞	事後	名称変更の対応及び誤記の訂正であり重要な変更に当たらない
平成31年3月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ ・中間サーバー側に登録していない、または、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって上長承認を得た上で、健康システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって上長承認を得た上で、健康システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか	発生なし	発生あり その内容: 再委託先における許諾のない再々委託 再発防止策の内容: 原則、再委託はしないこととし、再委託をする場合は、許諾のない再々委託がないよう委託事業者に求めるとともに、再委託先へ特定個人情報を提供する場合は、特定個人情報の取扱いに関するガイドライン等に基づき、再委託先事業者の管理を徹底させる。 また、委託先事業者と同様に再委託先事業者のセキュリティ管理体制や作業報告を区に提示させることで、特定個人情報の取扱いが適切に行われていることを確認する。	事後	重大事故発生に伴う変更
平成31年3月29日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		—	事後	誤記の訂正であり、重要な変更にあたらない
平成31年3月29日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	URL: http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shins-eisho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html	URL: https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kuseijoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成31年3月29日	評価書全体	①あたり ②あたって ③うえで	①当たり ②当たって ③上で	事後	文言修正であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務を行っている。 【取扱いの対象となる予防接種の種類】 ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・江戸川区長が実施する任意予防接種 ○予防接種予診票の発送 予防接種法等関連法令に定められる各予防接種において、翌月に接種対象年齢となる江戸川区に住民票を置く者を抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種予診票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された通知は江戸川・小岩・葛西の各郵便局支店ごとに分類・梱包し、毎月月末の営業日の2日前に健康サービス課に納品され、その翌日に郵便局に持ち込む。 ○予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種予診票を月に1度まとめて取得(江戸川区以外の特別区内医療機関で実施した予防接種予診票は、各区より年2回取得)し、パンチ事業者に委託し、予診票に記載されている接種記録情報等のデータ化を行う。 データ化したファイルは健康システムに登録する。 予防接種を受けた者から、予防接種履歴の開示を求められたときは、これを開示する。 ※下欄へ続く	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 ＜取扱いの対象となる予防接種の種類＞ ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した定期の予防接種の記録を健康システムにて管理する。 ※下欄へ続く	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○予防接種予診票の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。 ○予防接種依頼書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、江戸川区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。 ○予防接種実施報告書の送付 他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する。報告書には予防接種予診票の写しを添付する。 ○予防接種英文証明書の発行 本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要なとなる英文の予防接種証明書を発行する。 ○予防接種勧奨はがきの送付 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について接種勧奨はがきを送付し、未接種者に対し接種の勧奨を行う。 ※下欄へ続く	○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 ○国・都等への事業報告 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他国又は都から指示された事項について報告を行う。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて江戸川区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。 ○被接種者への予防接種料金の支払 里帰り等により、東京都23区外の医療機関において予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種を行い、その料金を被接種者が負担した場合、区の要綱に基づき、江戸川区が当該予防接種料金の全部又は一部を支払う。また当該予防接種については接種記録を健康システムへ入力する。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ②システムの機能	1. 住基情報の連携 :住基システムにおいて登録された異動情報を各業務システムに提供する。 2. 情報照会 :健康システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会をおこない、中間サーバーから提供された特定個人情報を健康システムへ提供する。	1. 住基情報の連携 :住基システムにおいて登録された異動情報を各業務システムに提供する。 2. 各種資格情報の連携 :各業務システムにおいて登録された情報を健康システムに提供する。 健康システムにおいて登録された情報を各業務システムに提供する。 3. 特定個人情報の登録 :健康システムから連携された各種特定個人情報を中間サーバーに登録する。 4. 情報照会 :健康システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会を行い、中間サーバーから提供された特定個人情報を健康システムへ提供する。 5. 統合宛名情報の管理 :各業務システムから登録された宛名情報(住登外者を含む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、統合DB及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 4. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 5. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ※下欄へ続く	1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、統合DB及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ※下欄へ続く	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和2年11月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	6. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 7. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理。 8. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 9. システム管理機能 :パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理。 9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 :パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和2年11月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 :代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	1. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和2年11月20日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	(5)件	(2)件	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1	予防接種記録情報のパンチ入力事業	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ①委託内容	江戸川区医師会、医療機関、特別区から接種済予診票を回収後、システムに取り込むためのデータ化を行う。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲	特定個人情報ファイルの一部	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲 対象となる本人の範囲	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等 関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が 行う任意の予防接種の対象者。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲 その妥当性	電算処理業務の為に各種申請書の情報を電子 データに変換する必要があるが、その枚数が多 く、職員のみで対応することは難しく、専門業者 への委託が必要である。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	〔〇〕紙	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例(平成13年3月江戸川 区条例第19号)上の開示請求に基づき、公開し ている。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社日比谷情報サービス	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2	予防接種票封入封緘事業	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	対象者に予防接種予診票を発送するため、予 防接種予診票等の封入封緘を行い、郵便局別 に梱包する。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲	特定個人情報ファイルの一部	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲 対象となる本人の範囲	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等 関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が 行う任意の予防接種の対象者。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲 その妥当性	予防接種法関連法令に基づき、予防接種の勧 奨をするために毎月月末に対象者へ個別通知 をする必要があるが、対象者数が多く、職員 のみで対応することは難しく、専門業者への委託 が必要である。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	100人以上500人未満	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	〔○〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づ き、公開している。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5	予防接種事業	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	江戸川区及びその他特別区が発行した、予防 接種予診票を持参した者に対し、予防接種を行 う。 予防接種予診票は毎月1回区へ提出する。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲	特定個人情報ファイルの一部	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人 情報の範囲 対象となる本人の範囲	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等 関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が 行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼 を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載 のない児童。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり 重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	予防接種は医療行為なので、実施においては専門機関への委託が必要である。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 ③委託先における取扱者数	1,000人以上	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	〔〇〕紙	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	対象者には医療機関一覧リストを配布している。	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 ⑥委託先名	医療機関	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5 再委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	削除	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅱファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜江戸川区における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。 ・予診票等の紙媒体及び、CD等の電子記録媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜江戸川区における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。 ・予診票等の紙媒体及び、CD等の電子記録媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅲ特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の2④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。	事後	誤記の訂正であり、重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅲ特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 ・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。 ・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をもらっている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。	・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。 ・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をもらっている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、住民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。	事後	文言修正であり重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない
令和2年11月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定されるため、安全が確保されている。 <健康システム、統合DBの運用における措置> － <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ※下欄へ続く	<健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと統合DB、健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定されるため、安全が確保されている。 <健康システム、統合DBの運用における措置> － <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ※下欄へ続く	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない
令和2年11月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> － <中間サーバーの運用における措置> －	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <中間サーバーの運用における措置> －	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ※下欄へ続く	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ※下欄へ続く	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない
令和2年11月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ — ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない
令和2年11月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供に当たっては、健康システム、統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供に当たって特定個人情報 が不正確となることはない。 ＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。 ※下欄へ続く	＜健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供に当たっては、健康システム、統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供に当たって特定個人情報 が不正確となることはない。 ＜健康システム、統合DBの運用における措置＞ ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。 ※下欄へ続く	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない
令和2年11月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報 が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報 を副本として保存・管理する機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報 が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報 を副本として保存・管理する機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ —	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な内容	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	再委託先における許諾のない再々委託	(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和2年11月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	原則、再委託はしないこととし、再委託をする場合は、許諾のない再々委託がないよう委託事業者に求めるとともに、再委託先へ特定個人情報を提供する場合は、特定個人情報の取扱いに関するガイドライン等に基づき、再委託先事業者の管理を徹底させる。 また、委託先事業者と同様に再委託先事業者のセキュリティ管理体制や作業報告を区に提示させることで、特定個人情報の取扱いが適切に行われていることを確認する。	(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) 給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和2年11月20日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	リスクを軽減する変更であり重要な変更にあたらない
令和2年11月20日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	江戸川区健康部健康サービス課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19 電話番号 03-5661-2466	江戸川区健康部健康サービス課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19 電話番号 03-5661-2473	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和2年11月20日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年12月9日	平成31年3月27日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 ＜取扱いの対象となる予防接種の種類＞ ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○予防接種履歴の管理 各医療機関等で実施した定期の予防接種の記録を健康システムにて管理する。 ○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 ＜取扱いの対象となる予防接種の種類＞ ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○予防接種履歴の管理 医療機関等で実施した定期の予防接種等の記録を健康システムにて管理する。 ○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。	事前	重要な変更
令和3年10月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 ＜取扱いの対象となる予防接種の種類＞ ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○予防接種履歴の管理 医療機関等で実施した定期の予防接種等の記録を健康システムにて管理する。 ※下欄に続く	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 ＜取扱いの対象となる予防接種の種類＞ ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○予防接種履歴の管理 医療機関等で実施した定期の予防接種等の記録を健康システムにて管理する。 ※下欄に続く	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。	○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ○健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出、死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第1項別表第一の93の2の項 (上欄が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 等	事前	重要な変更
令和3年10月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・予防接種法第5条第1項、第15条第1項、第28条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 (上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第1項別表第一の93の2の項 (上欄が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 ・番号法第19条第16号 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号 (委託先への提供) 等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年12月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の16の2の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下「令第7号」という。)第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の18の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条 ※下欄に続く	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の18の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ※下欄に続く	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の19の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第13条の2 ※下欄に続く	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の19の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の115の2の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ※下欄に続く	事前	重要な変更
令和3年12月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の16の2の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の16の3の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・令第7号第12条の2の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の16の2の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の16の3の項 (第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の115の2の項 (第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)	事前	重要な変更
令和3年10月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康部健康サービス課	健康部健康サービス課、健康部保健予防課、健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康サービス課長	健康サービス課長、保健予防課長、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	(別添1)事務の内容	I 住民情報の登録 ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。 ②住基情報を住基ネット端末より入手する。 II 予防接種の実施 ③予防接種情報を予防接種ファイルより抽出し、住民に知らせ通知/予診票を送付する。 ④医療機関経由で取得した接種済予診票により、接種結果を入力する。 ⑤特別区間で予診票を回送する。(相互) ⑥他自治体(特別区以外)での接種の場合、依頼書/完了通知/予診票を送付する。(相互) ⑦中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。 III 予防接種記録の照会 ⑧住民が予防接種履歴を申請する。 ⑨住民からの申請により予防接種の記録を交付する。 IV 健康被害救済の給付 ⑩住民からの予防接種による疾病等給付の申請を受け付ける。 ⑪中間サーバー経由で各種情報を取得する。 ⑫疾病等給付の審査結果を国へ報告する。 ⑬国から給付の審査結果の回答結果を確認する。 ⑭疾病等給付の支払いをする。 ※下欄へ続く	以下のとおり変更し、併せてフロー図も修正 I 住民情報の登録 ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。 ②住基情報を住基ネット端末より入手する。 II 予防接種の実施 ③予防接種情報を予防接種ファイルより抽出し、住民に知らせ通知/予診票を送付する。 ④医療機関経由で取得した接種済予診票により、接種結果を入力する。 ⑤特別区間で予診票を回送する。(相互) ⑥他自治体(特別区以外)での接種の場合、依頼書/完了通知/予診票を送付する。(相互) ⑦中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。 III 予防接種記録の照会 ⑧住民が予防接種履歴を申請する。 ⑨住民からの申請により予防接種の記録を交付する。 IV 健康被害救済の給付 ⑩住民からの予防接種による疾病等給付の申請を受け付ける。 ⑪中間サーバー経由で各種情報を取得する。 ⑫疾病等給付の審査結果を国へ報告する。 ⑬国から給付の審査結果の回答結果を確認する。 ⑭疾病等給付の支払いをする。 ※下欄へ続く	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	(別添1)事務の内容	V集計情報の報告 ⑮各種集計情報を国/都道府県へ報告する。 Ⅵ予防接種料金の支払申請 ⑯住民が予防接種料金の支払を申請する。 ⑰住民から提出された接種結果を入力する。 ⑱住民からの申請により予防接種料金の支払をする。	V集計情報の報告 ⑮各種集計情報を国/都道府県へ報告する。 Ⅵ予防接種料金の支払申請 ⑯住民が予防接種料金の支払を申請する。 ⑰住民から提出された接種結果を入力する。 ⑱住民からの申請により予防接種料金の支払をする。 Ⅶ新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ⑲ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑳予防接種の実施後に接種記録等を登録する。 21 接種記録の取得を行う。 22 転出先市町村からの照会により接種記録の提供を行う。 23 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	江戸川区健康部健康サービス課	江戸川区健康部健康サービス課、江戸川区健康部保健予防課、江戸川区健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム)	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○個別に対応する事務 ・障害者福祉関係情報:熟年者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種において、60歳以上64歳未満の方より申請があった際、身体障害者手帳情報を確認する目的で取得。(年間約70件) ・転入者等の予防接種記録関係情報:情報ネットワークシステムを使用して、他自治体に情報照会する都度随時取得。 ・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付の申請があった際に、本人より取得。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童への予防接種の実施依頼があった際に本人(親権者)より取得。 ・江戸川区長の依頼により、他自治体で予防接種を受けた方の予防接種記録関係情報を依頼先の自治体又は本人より取得。	○個別に対応する事務 ・障害者福祉関係情報:熟年者インフルエンザ予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種において、60歳以上64歳未満の方より申請があった際、身体障害者手帳情報を確認する目的で取得。(年間約70件) ・転入者等の予防接種記録関係情報:情報ネットワークシステムを使用して、他自治体に情報照会する都度随時取得。 ・定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付の申請があった際に、本人より取得。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない児童への予防接種の実施依頼があった際に本人(親権者)より取得。 ・江戸川区長の依頼により、他自治体で予防接種を受けた方の予防接種記録関係情報を依頼先の自治体又は本人より取得。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務:①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)②転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・予防接種記録関係情報については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の7に示されてるとおり記録・保管する目的で取得している。	・予防接種記録関係情報については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の8に示されてるとおり記録・保管する目的で取得している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」に記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。	・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	記載なし	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、①江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、番号法第19条第16号に基づき転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。②江戸川区からの転出者について、転出先市町村へ江戸川区での接種記録を提供するために、番号法第19条第16号に基づき転出先市町村から個人番号を入手する。③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	・予防接種記録関係情報については、予防接種法等関連法令（予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7）に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されており、予防接種予診票においても、接種済の予診票が区に提出されることを明記し、本人（親権者）から署名を得た上で取得している。	・予防接種記録関係情報については、予防接種法等関連法令（予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8）に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されており、予防接種予診票においても、接種済の予診票が区に提出されることを明記し、本人（親権者）から署名を得た上で取得している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	記載なし	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	江戸川区健康部健康サービス課	江戸川区健康部健康サービス課、江戸川区健康部保健予防課、江戸川区健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課	事前	重要な変更
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	記載なし	Ⅴ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・江戸川区からの転出者について、転出先市町村へ江戸川区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 情報の突合	記載なし	（4）新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村にて本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ、転出先市町村から個人番号を入手し、江戸川区の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 情報の統計分析	以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 ・厚生労働省への接種状況報告	（1）以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 ・厚生労働省への接種状況報告 （2）新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	（ 2 ）件	（ 3 ）件	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項Ⅰ ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他（データセンタ内のサーバー室にてシステムの直接操作 健子システム端末の直接操作）	その他（データセンタ内のサーバー室にてシステムの直接操作 健康システム端末の直接操作）	事後	誤記の訂正であり、重要な変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの一部	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[○]その他(LGWAN回線を用いた提供)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	記載なし	株式会社ミラボ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑦再委託の有無	記載なし	再委託しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(2)件	[○]提供を行っている(4)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二の16の2の項	番号法第19条第8項別表第二の16の2の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二の16の3の項	番号法第19条第8項別表第二の16の3の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3	記載なし	市町村長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第8号別表第二の115の2の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ②提供先における用途	記載なし	予防接種に関する記録の作成	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ③提供する情報	記載なし	予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ⑥提供方法	記載なし	情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑦時期・頻度	記載なし	他自治体より情報照会があった都度	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	記載なし	市町村長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	記載なし	番号法 第19条第16号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ③提供する情報	記載なし	市町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	・江戸川区に住民票登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者。 ・江戸川区に住民票登録があり、江戸川区長が行う任意の予防接種の対象者。 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者。 ・江戸川区に居住する戸籍及び住民票に記載のない者。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑥提供方法	記載なし	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑦時期・頻度	記載なし	江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・江戸川区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・江戸川区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	(別添2)特定個人情報保護 ファイル記録項目 ○業務関係情報	接種番号/接種名称/期・回数区分/接種種別/ 予防枝番/年度/接種日(各予防接種)/接種日 年齢(各予防接種)/接種区分(各予防接種)/ 接種量(各予防接種)/Lot番号(各予防接種)/ ワクチンメーカー(各予防接種)/ワクチン区分 (各予防接種)/簿冊番号(各予防接種)/シーケ ンシャル番号(各予防接種)/登録日(各予防接 種)/登録区(各予防接種)/登録区分(各予防 接種)/印刷日(各予防接種)/印刷区分(各予 防接種)/予診票送付区分(各予防接種)/再交 付日(各予防接種)/再発行窓口(各予防接種) /郵送戻り/郵送戻り日/担当者/予診票年度/ 予診理由/予診番号/接種医療機関(その他)/ 会場コード/会場(医療機関)/医療機関コード/ 小学校区分/中学校区分/依頼書の有無/対象 年月日/受付方法/受付年月日/保護者氏名/ 申請者電話番号/申請理由/申請理由その他/ 発行月日/発行方法/滞在先住所/滞在先電話 番号/依頼書送付先/依頼書送付先電話番号/ 依頼書宛名/依頼書備考/証明書印刷日/文書 年度/文書決裁番号/文書番号/区外者フラグ/ 受付連番/抽出キー	接種番号/接種名称/期・回数区分/接種種別/ 予防枝番/年度/接種日(各予防接種)/接種日 年齢(各予防接種)/接種区分(各予防接種)/ 接種量(各予防接種)/Lot番号(各予防接種)/ ワクチンメーカー(各予防接種)/ワクチン区分 (各予防接種)/簿冊番号(各予防接種)/シーケ ンシャル番号(各予防接種)/登録日(各予防接 種)/登録区(各予防接種)/登録区分(各予防 接種)/印刷日(各予防接種)/印刷区分(各予 防接種)/予診票送付区分(各予防接種)/再交 付日(各予防接種)/再発行窓口(各予防接種) /郵送戻り/郵送戻り日/担当者/予診票年度/ 予診理由/予診番号/接種医療機関(その他)/ 会場コード/会場(医療機関)/医療機関コード/ 小学校区分/中学校区分/依頼書の有無/対象 年月日/受付方法/受付年月日/保護者氏名/ 申請者電話番号/申請理由/申請理由その他/ 発行月日/発行方法/滞在先住所/滞在先電話 番号/依頼書送付先/依頼書送付先電話番号/ 依頼書宛名/依頼書備考/証明書印刷日/文書 年度/文書決裁番号/文書番号/区外者フラグ/ 受付連番/抽出キー	事前	事後で足りるが任意に事前提出
令和4年3月31日	(別添2)特定個人情報保護 ファイル記録項目 ○業務関係情報	抽出時集配局/抽出時地区/登録者/登録者 ID/負担金区分/任意負担区分/免除区分/支 払対象外/母子手帳を元に修正/予備コード/申 請年月日/申請種別/申請理由/手帳番号/総 合等級/種別/交付年月日/再交付年月日/返 還年月日/障害認定日/障害部位/等級/障害 名	抽出時集配局/抽出時地区/登録者/登録者 ID/負担金区分/任意負担区分/免除区分/支 払対象外/母子手帳を元に修正/予備コード/申 請年月日/申請種別/申請理由/手帳番号/総 合等級/種別/交付年月日/再交付年月日/返 還年月日/障害認定日/障害部位/等級/障害 名/発送日/接種医療機関番号(その他)/予診 理由区分/接種補足区分/予診票再印刷フラグ /予診票再印刷枚数/予診票再印刷日/依頼書 印刷区分/依頼書印刷日/証明書印刷区分/予 診医療機関番号(その他)/予診医番号(その 他)/予診医職員番号/予診医職員枝番/接種 医番号(その他)/接種医職員番号/接種医職 員枝番/登録支所区分/警告内容/予診票発行 部署/備考/ワクチン名区分/自治体コード/接 種券番号/接種状況/接種回	事前	事後で足りるが任意に事前提出
令和3年10月8日	(別添2)特定個人情報保護 ファイル記録項目 ○新型コロナウイルス感染症 対策に係る予防接種に関する 記録項目	記載なし	自治体コード/接種券番号/接種状況(実施・未 実施)/接種回(1回目・2回目)/接種日/ワクチ ンメーカー/ロット番号/ワクチン種類/製品名/ 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏 名、国籍、旅券番号)/証明書ID/証明書発行年 月日	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象であ るため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	記載なし	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務においては、以下の措置を講ずる。 ①江戸川区の転入者について、転入元市町村 へ接種記録を照会するために個人番号を入手 する際は本人同意を取得し、さらに番号法第16 条に基づき本人確認書類を確認することで、対 象者以外の情報の入手を防止する。 ②江戸川区からの転出者について、江戸川区 での接種記録を転出先市町村へ提供するため に、転出先市町村から個人番号を入手するが、 その際は転出先市町村において本人同意及び 本人確認が行われた情報だけをワクチン接種 記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③接種者について、新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付のために個人番号を入 手するのは、接種者から接種証明書の交付申 請があった場合のみとし、さらに、番号法第16 条に基づき、本人確認書類を確認することで、 対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象であ るため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータ ベースは、市町村ごとに論理的に区分されてお り、他市町村の領域からは特定個人情報の入 手ができないようにアクセス制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象であ るため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)により入手 する特定個人情報については、情報漏えいを防 止するために、暗号化された通信回線を使用す る。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象であ るため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)により入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配付されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	記載なし	・接種会場でのワクチン接種記録システム(VRS)への接続は、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)の使用においては、権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ②LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログインの認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	記載なし	・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	・健康システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ①作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ②作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するため、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ③作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ④電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ⑤電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、以下の措置を講じている。 Ⅰ. 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ①江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ②江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 Ⅱ. ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	記載なし	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においてワクチン接種記録システム(VRS)を使用するに当たり、江戸川区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ③特定個人情報の提供ルール・消去ルール ④委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ⑤再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	記載なし	記録を残している	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	記載なし	定めている	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し江戸川区への転入者について転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供する際には、複数職員による確認を行い個人番号を提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置内容	記載なし	—	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、江戸川区への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)において、江戸川区への転入者について転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は複数職員による確認を義務付けている。また、個人番号提供時には、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では該当者が存在しないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)において、特定個人情報の提供は限定された端末(LGWN端末)だけが行えるように制御している。また、特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、江戸川区への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、転出元市町村へ個人番号と共に転出元の市町村コードを提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報流出は確認されていない。	(1)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	(1)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。 (2)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、運番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	記載なし	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<健康システムの運用における措置> 1、以下の観点により自己監査を年に1回実施する。	<運用その他個人情報ファイルの取扱いの適正性について> 1、監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により定期的に内部監査を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	記載なし	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	記載なし	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年10月8日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	江戸川区健康部健康サービス課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19 電話番号 03-5661-2473	江戸川区健康部健康サービス課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19／ 電話番号 03-5661-2473 江戸川区健康部保健予防課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19／ 電話番号:03-5661-2464 江戸川区健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課 郵便番号 132-8507 江戸川区中央4-24-19／ 電話番号:03-5661-5209	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	江戸川区健康部健康サービス課 電話番号:03-5661-2473 ファックス:03-3655-9925	江戸川区健康部健康サービス課 電話番号:03-5661-2473 ファックス:03-3655-9925 江戸川区健康部保健予防課 電話番号:03-5661-2464 ファックス:03-3655-9925 江戸川区健康部新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課 電話番号:03-5661-5209 ファックス:03-3655-9925	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年10月8日	評価書全体	①サーバ ②情報政策課 ③臨時職員、非常勤職員	①サーバー ②DX推進課 ③会計年度任用職員	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和3年10月8日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	2019/3/27	2021/9/28	事後	区長決裁後の入力のため
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 ＜取扱いの対象となる予防接種の種類＞ ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○予防接種履歴の管理 医療機関等で実施した定期の予防接種等の記録を健康システムにて管理する。	【予防接種事務全体の概要】 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日号外法律第31号)等関連法令に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行っている。 ＜取扱いの対象となる予防接種の種類＞ ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種 ・江戸川区任意予防接種等実施要綱案に基づく任意予防接種 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○予防接種履歴の管理 医療機関等で実施した定期の予防接種等の記録を健康システムにて管理する。 ○予防接種の費用助成対象者の決定 医療機関等で実施する予防接種の助成対象者の決定を行う。 ○予防接種助成対象者の助成額の決定 医療機関等で実施する予防接種の助成額の決定を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	予防接種の対象者を抽出し、予防票の発行歴を管理する。 接種歴の取り込み処理を行い、接種記録を管理する。 予防接種予防票の発行を行う。 接種証明書の発行を行う。 予防接種依頼書の発行を行う。	予防接種の対象者を抽出し、予防票の発行歴を管理する。 接種歴の取り込み処理を行い、接種記録を管理する。 予防接種予防票の発行を行う。 接種証明書の発行を行う。 予防接種依頼書の発行を行う。 生活保護情報の確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出、死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出、死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・予防接種法等関連法令に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、管内における予防接種の実施状況について的確に把握するため。また、健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。	・予防接種法等関連法令等に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、管内における予防接種の実施状況について的確に把握するため。 ・被接種者等への接種費用の助成に係る事務を行うため。 ・接種証明書等の発行業務を行うため。 ・健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・予防接種実施状況を把握することで、接種率の低い疾病について、接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止する。 ・接種履歴を把握することで、誤った時期、年齢、回数及び接種間隔による接種を防止し、健康被害の発生を防ぐ。 ・健康被害が発生した際に、接種状況等を確認・把握し、迅速な救済を図る。	・予防接種実施状況を把握することで、接種率の低い疾病について、接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止する。 ・接種履歴を把握することで、誤った時期、年齢、回数及び接種間隔による接種を防止し、健康被害の発生を防ぐとともに、接種証明書等の発行が可能となる。 ・被接種者等への接種費用の助成に係る事務が効率化され、区民サービスの向上を図る。 ・健康被害が発生した際に、接種状況等を確認・把握し、迅速な救済を図る。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項(上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第1項別表第一の93の2の項(上欄が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条別表第二の27の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 等	・番号法第9条第1項別表第一の10の項(上欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第1項別表第一の93の2の項(上欄が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」のうち下欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第二の27の項(※) ※江戸川区任意予防接種等実施要綱案に基づく任意予防接種に係る事務において特定個人情報ファイルを取り扱うため、別表第二に独自利用事務(予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。))を追加する予定 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 等	事前	重要な変更
	(別添1)事務の内容	23 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際は、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 24 マイナバーカード券面入力補助AP、旅券MRZ(Machine Readable Zone(機読取領域))のAI-COR読取りを利用し、申請情報を入力する 25 接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。	23 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際は、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 24 マイナバーカード券面入力補助AP、旅券MRZ(Machine Readable Zone(機読取領域))のAI-COR読取りを利用し、申請情報を入力する 25 接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・生活保護・社会福祉関係情報：熟年者インフルエンザ予防接種において、自己負担免除要件に該当するか把握するために保有。	・生活保護・社会福祉関係情報：熟年者インフルエンザ予防接種・高齢者肺炎球菌予防接種・任意予防接種において、自己負担免除要件に該当するか把握するために保有。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム ワクチン接種記録システム(VRS)	住民基本台帳ネットワークシステム 福祉システム ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・健康・医療関係情報：江戸川区内の医療機関での接種記録関係情報を月1回医療機関より取得。(江戸川区医師会加盟医療機関については江戸川区医師会を通じて月1回取得。)江戸川区を除く特別区内の医療機関で江戸川区民が接種した予防接種記録関係情報は、特別区各区より年2回取得。 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に疑似リアル連携。 (省略) ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務：①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)②転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度	○定期的に入手する事務 ・健康・医療関係情報：江戸川区内の医療機関での接種記録関係情報を月1回医療機関より取得。(江戸川区医師会加盟医療機関については江戸川区医師会を通じて月1回取得。)江戸川区を除く特別区内の医療機関で江戸川区民が接種した予防接種記録関係情報は、特別区各区より年2回取得。 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に疑似リアル連携。 ・生活保護受給者の受給区分 日次連携で取得 (省略) ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務：①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 ②転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・身体障害者手帳情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」及び「高齢者肺炎球菌予防接種実施要領」に記載されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種法施行規則第10条・11条に基づいて取得している。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、①江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、番号法第19条第16号に基づき転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。②江戸川区からの転出者について、転出先市町村へ江戸川区での接種記録を提供するために、番号法第19条第16号に基づき転出先市町村から個人番号を入手する。③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・生活保護情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」、「江戸川区肺炎球菌予防接種実施要綱」及び「江戸川区任意予防接種等実施要綱案」に記載されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・身体障害者手帳情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」及び「江戸川区肺炎球菌予防接種実施要綱」に記載されている対象者要件に該当するか確認するために取得している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請情報については、予防接種法施行規則第10条・11条に基づいて取得している。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、①江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会し、番号法第19条第16号に基づき提供を受けた場合のみ入手する。②江戸川区からの転出者について、転出先市町村へ江戸川区での接種記録を提供するために、番号法第19条第16号に基づき転出先市町村から個人番号を入手する。③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報及び身体障害者手帳情報については、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)第12条第2項第4号の規定に基づき取得・利用している。 ・身体障害者手帳情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」及び「高齢者肺炎球菌予防接種実施要領」で、対象機能障害種別及び等級を示している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条・11条に明記されている。 ・他自治体で予防接種を実施する際の接種記録関係情報の入手について、他自治体から取得する場合は、区発行の依頼文に、実施した予防接種記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。本人から取得する場合は、利用目的を本人に明示する。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	・住民票関係情報は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき取得・利用している。 ・生活保護情報及び身体障害者手帳情報については、江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項の規定に基づき取得・利用している。 ・生活保護情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」、「江戸川区肺炎球菌予防接種実施要綱」及び「江戸川区任意予防接種等実施要綱案」で自己負担金免除の要件として示している。 ・身体障害者手帳情報については「高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱」及び「江戸川区肺炎球菌予防接種実施要綱」で、対象機能障害種別及び等級を示している。 ・予防接種健康被害発生時の給付の申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条・11条に明記されている。 ・他自治体で予防接種を実施する際の接種記録関係情報の入手について、他自治体から取得する場合は、区発行の依頼文に、実施した予防接種記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。本人から取得する場合は、利用目的を本人に明示する。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	予防接種対象者抽出 健康被害の救済措置 予防接種情報記録 身体障害者手帳確認	予防接種対象者抽出 健康被害の救済措置 額の決定 予防接種情報記録 予防接種に係る助成額	事後	文言修正であり重要な変更に当たらない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	Ⅲ 健康被害の救済措置 ・予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図ることを目的として使用する。 Ⅳ 身体障害者手帳確認 ・福祉システムから身体障害者手帳の状況を確認し、対象者要件を満たす者に予防接種予診票を発行する。 Ⅴ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・江戸川区からの転出者について、転出先市町村へ江戸川区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	Ⅲ 健康被害の救済措置 ・予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図ることを目的として使用する。 Ⅳ 生活保護情報の確認 ・健康システムにて生活保護情報を確認し、受給を確認できた者に自己負担を免除した予防接種予診票を発行する。 Ⅴ 身体障害者手帳確認 ・福祉システムから身体障害者手帳の状況を確認し、対象者要件を満たす者に予防接種予診票を発行する。 Ⅵ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・江戸川区からの転出者について、転出先市町村へ江戸川区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(1) 住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者の抽出を行う。 (2) 住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者に給付を行う。 (3) 住民票関係情報と福祉関係情報を突合して、身体障害者手帳の発行状況を確認する。 (4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村にて本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ、転出先市町村から個人番号を入手し、江戸川区の接種記録と突合する。	(1) 住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者の抽出を行う。 (2) 住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者に給付を行う。 (3) 住民票関係情報と福祉関係情報を突合して、身体障害者手帳の発行状況を確認する。 (4) 住民票関係情報と生活保護情報を突合して、生活保護受給情報を確認する。 (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、江戸川区の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 その他	LGWAN回線を用いた提供	LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・身体障害者手帳情報の入手方法は、申請に基づき対象かどうかの確認をしているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。 ・市町村コミュニケーションサーバー（以下「市町村CS」という。）からの住基情報の入手は、事前に健康システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。 ※下欄へ続く	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・江戸川区民の生活保護情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・身体障害者手帳情報の入手方法は、申請に基づき対象かどうかの確認をしているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。 ・市町村コミュニケーションサーバー（以下「市町村CS」という。）からの住基情報の入手は、事前に健康システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。 ※下欄へ続く	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、以下の措置を講ずる。 ①江戸川区の転入者について、転入元市町村へ接種記録を照会するために個人番号を入力する際は本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村へ提供するために。転出先市町村から個人番号を入力するが、その際は転出先市町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、以下の措置を講ずる。 ①江戸川区の転入者について、転入元市町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②江戸川区からの転出者について、江戸川区での接種記録を転出先市町村へ提供するために。転出先市町村から個人番号を入力するが、その際は転出先市町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・身体障害者手帳情報の入手方法は、福祉システムの身体障害者手帳情報以外を閲覧しないよう運用上限定しているため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、健康システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・江戸川区民の生活保護情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・身体障害者手帳情報の入手方法は、福祉システムの身体障害者手帳情報以外を閲覧しないよう運用上限定しているため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、健康システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・身体障害者手帳情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民、他自治体、医療機関等からの入手する申請情報・予防接種情報は、予め決められた方法(職員による窓口受付、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を健康システムに登録できる職員等は限定されている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市町村ごとに論理的に区分されており、他市町村の領域からは特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・身体障害者手帳情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民、他自治体、医療機関等からの入手する申請情報・予防接種情報は、予め決められた方法(職員による窓口受付、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を健康システムに登録できる職員等は限定されている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市町村ごとに論理的に区分されており、他市町村の領域からは特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	・医療機関、他自治体、本人から入手する予防接種情報は、予防票等に記載された接種番号又は基本4情報に基づき、健康システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。	・医療機関、他自治体、本人から入手する予防接種情報は、予防票等に記載された接種番号又は基本4情報に基づき、健康システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申請等により、誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合に修正を行っている。	・住民からの申請等により、誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合に修正を行っている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・身体障害者手帳情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより情報漏えい・紛失等を防止している。 ・医療機関、他自治体、本人から提出された予防接種情報の入手については、提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。 ・市町村CSで確認した住基情報を健康システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、健康システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)により入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・身体障害者手帳情報の入手については、システムの利用者を限定し、アクセス制限をすることにより情報漏えい・紛失等を防止している。 ・医療機関、他自治体、本人から提出された予防接種情報の入手については、提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。 ・市町村CSで確認した住基情報を健康システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、健康システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)により入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	①江戸川区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においてワクチン接種記録システム(VRS)を使用するに当たり、江戸川区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ① 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ② 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ③ 特定個人情報の提供ルール・消去ルール ④ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ⑤ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においてワクチン接種記録システム(VRS)を使用するに当たり、江戸川区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ① 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ② 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ③ 特定個人情報の提供ルール・消去ルール ④ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ⑤ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ⑥ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、江戸川区への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、江戸川区への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、江戸川区において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	ワクチン接種記録システム(VRS)において、江戸川区への転入者について転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は複数職員による確認を義務付けている。また、個人番号提供時には、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では該当者が存在しないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	ワクチン接種記録システム(VRS)において、江戸川区への転入者について転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は複数職員による確認を義務付けている。また、個人番号提供時には、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では該当者が存在しないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された江戸川区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	(1) 平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のバンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報流出は確認されていない。 (2) 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	(1) 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	(1) 給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。 (2) これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	(1) これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。 ・住民からの申請に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報、生活保護情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。 ・住民からの申請に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。	事後	リスク対策に影響を与えない文言修正であり重要な変更にあたらない
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	組織の名称変更であり重要な変更にあたらない
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	組織の名称変更であり重要な変更にあたらない
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 授業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	組織の名称変更であり重要な変更にあたらない
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	組織の名称変更であり重要な変更にあたらない